2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　その子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書又は戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本
二　子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
三　その他必要な書類
3　組合は、その子について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により提出された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。
4　第一項の届出を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十二条第一項の規定により請求を行うときは、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により当該届出書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る請求書に添えたものについては、第一項の届出書に併せて提出することを要しないものとする。
（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）
第百五十三条の二　公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて組合が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　公務遺族年金の年金証書の記号番号
三　その他必要な事項
2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
二　その他必要な書類
3　組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）は、前二項の書類が提出されるまで、法第八十五条第二項の規定により、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき公務遺族年金の支払を差し止めることができる。
4　第一項の届出書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十八条の三の書類等を提出するときは、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により提出しなければならないこととされた書類については、第一項の届出書に併せて提出することを要しないものとする。
第百五十四条の見出しを「（退職等年金給付に関する通知）」に改め、同条中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に改め、「、第百五十七条第三項、第百六十条の二第三項、第百六十条の四第二項」を削り、「長期給付及び法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金（以下「長期給付等」という。）に係る請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査決定し、その決定の内容を文書で」を「退職等年金給付に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を」に改める。
第百五十五条第一項中「前条の規定により退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金又は昭和六十年改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金の決定又は改定を行つたときは、同条」を「前条の通知が退職等年金給付（法第九十一条から第九十三条までの規定による一時金を除く。第百五十六条の二から第百六十一条までにおいて同じ。）の決定に係るものであるときは、前条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「年金である給付を受ける権利を有する者」を「退職等年金給付の受給権者」に改め、同項を同条第二項とする。
第百五十六条第一項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「記号及び番号」を「記号番号」に改める。
第百五十六条の二第一項を次のように改める。
組合は、法第七十八条第四項に規定する支給期月の前月において、知事等から年金受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、当該受給権者の生存の事実を確認するものとする。ただし、年金受給権者が同時に厚生年金保険給付の受給権者である場合において、組合が厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより当該年金受給権者に係る生存の事実を確認できるときは、この限りでない。
第百五十六条の二第二項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に改め、「又は加給年金額の対象者」を削り、同条第三項中「本人確認情報の提供を受け」及び「又は生存の事実が確認されなかつた加給年金額の対象者のある年金受給権者」を削り、「第一項の支給期月」を「同項の支給期月」に改める。
第百五十六条の二の二中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に改め、同条第一号を次のように改める。
一　所在不明届出書を提出する者の氏名及び住所並びに当該者と受給権者との身分関係
第百五十六条の二の二第四号中「記号及び番号」を「記号番号」に改める。
第百五十六条の三第一項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に改め、「及び次条」を削り、同項第二号中「記号及び番号」を「記号番号」に改める。
第百五十七条を次のように改める。
第百五十七条　削除
第百五十九条第一項中「、受給代表者を変更するとき、又は振込」を「又は払渡」に改め、同項第三号中「並びに」を「及び」に、「記号及び番号」を「記号番号又は基礎年金番号」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「振込」を「払渡」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項第二号を次のように改める。
二　払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の名称及び所在地を記載した書類並びに預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
第百五十九条第二項第三号を削り、同条第三項中「又は受給代表者を変更する場合」を削り、同条に次の一項を加える。
4　年金受給権者が同時に厚生年金保険給付の受給権を有する場合において、当該年金受給権者がこの命令又は他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該厚生年金保険給付に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の報告書を提出したものとみなす。ただし、同項第八号に掲げる事項について、年金受給権者が払渡金融機関の変更を希望しない場合は、この限りでない。
第百六十条の見出しを「（退職年金受給権者等の再就職届）」に改め、同条第一項中「退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金（以下第百六十条の四までにおいて「退職共済年金等」という。）」を「老齢厚生年金若しくは障害厚生年金（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）が支給するものに限る。）又は退職年金若しくは公務障害年金」に、「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に改め、「及び第三項」を削り、同項第一号中「及び」を「、」に改め、「生年月日」の下に「及び住所」を加え、同項第二号を次のように改める。
二　年金の種類及び当該年金の年金証書の記号番号